

## 議題 4

### 広島市教育委員会規則の一部改正について

- |   |                                      |    |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | 広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について（議案第9号）       | 25 |
| 2 | 広島市教育委員会会議規則の一部改正について（議案第10号）        | 28 |
| 3 | 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第11号）   | 31 |
| 4 | 広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について（議案第12号） | 39 |
| 5 | 広島市国際青年会館条例施行規則の一部改正について（議案第13号）     | 44 |

広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

新たに医務監の職を設置すること等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 主な改正の内容

- (1) 新たに医務監の職を設置することに伴い、教育委員会決裁事項に、医務監の任免に関するものを加える。
- (2) 広島市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定に伴い、教育委員会決裁事項に、学校運営協議会の設置等に関するものを加える。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和 2 年 月 日

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務決裁規則（昭和 25 年 12 月 14 日広島市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号を次のように改める。

(4) 教育次長，部長，担当部長，医務監，課長，事務長，担当課長，校長，園長その他課長相当職以上の職位の任免に関する事。

第 1 条中第 14 号を第 15 号とし，第 7 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ，第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 学校運営協議会の設置等に関する事。

附 則

この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会事務決裁規則）

現 行	改 正
<p>(教育委員会決裁事項)</p> <p>第1条 広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 教育次長，理事，部長，参事，課長，担当課長，校長，園長及びその他の課長相当職以上の職位の任免に関すること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <hr/> <p><u>(7)～(14)</u> (略)</p> <p>第2条～第6条 (略)</p>	<p>(教育委員会決裁事項)</p> <p>第1条 広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (現行に同じ。)</p> <p><u>(4) 教育次長，部長，担当部長，医務監，課長，事務長，担当課長，校長，園長その他課長相当職以上の職位の任免に関すること。</u></p> <p>(5)・(6) (現行に同じ。)</p> <p><u>(7) 学校運営協議会の設置等に関すること。</u></p> <p><u>(8)～(15)</u> (現行に同じ。)</p> <p>第2条～第6条 (現行に同じ。)</p>

広島市教育委員会会議規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

新たに医務監の職を設置すること等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 主な改正の内容

教育委員会の会議において非公開とすることができる事項に、医務監の任免に関するものを加える。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和2年 月 日

広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会会議規則（昭和31年広島市教育委員会規則第2号）  
の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 教育次長，部長，担当部長，医務監，課長，事務長，担当課長，校長，園長その他課長相当職以上の職位の任免に関する事。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会会議規則）

現 行	改 正
<p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第5条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p><u>(3) 教育次長、理事、部長、参事、課長、担当課長、校長、園長及びその他の課長相当職以上の職位の任免に関すること。</u></p> <p>(4)～(8) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第6条～第20条 （略）</p>	<p>第1条～第4条 （現行に同じ。）</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第5条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。</p> <p>(1)・(2) （現行に同じ。）</p> <p><u>(3) 教育次長、部長、担当部長、医務監、課長、事務長、担当課長、校長、園長その他課長相当職以上の職位の任免に関すること。</u></p> <p>(4)～(8) （現行に同じ。）</p> <p>2 （現行に同じ。）</p> <p>第6条～第20条 （現行に同じ。）</p>

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

本市教育行政の組織及び運営の効率化を図るため、教育委員会事務局の組織、分掌事務等について所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 組織改正

教職員課に給与決定係を設置

(2) 分掌事務の改正

ア 会計年度任用職員制度の導入等に伴い、教育給与課の分掌事務に任期付職員及び会計年度任用職員の諸手当の認定の総括に関する事務を、学校事務センターの分掌事務に会計年度任用職員の諸手当の認定に関する事務を、それぞれ加える。

イ 教職員の健康管理体制の見直しに伴い、教職員課の分掌事務から教職員健康管理担当医等に関する事務を削る。

ウ 小中一貫教育校の導入に伴い、指導第一課の分掌事務に小中一貫教育に関する事務を加える。

エ 学校運営協議会の導入に伴い、指導第二課の分掌事務に学校運営協議会に関する事務を加える。

オ その他規定の整備を行う。

(3) 職制の改正

新たに医務監の職を設置するため、部又は課に置く職に「医務監」を加える。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。



広島市教育委員会規則第 号

令和 2 年 3 月 日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 5 0 年広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中等教員係」を「中等教員係 給与決定係」に改める。

第 2 条第 3 項第 2 号中「臨時的任用職員」の右に「、任期付職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 6 条第 1 項第 1 号の規定により採用された職員をいう。）及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する職員をいい、教育長が定める職員に限る。第 3 条第 3 項第 6 号において同じ。）」を加え、同条第 8 項中第 1 0 号を削り、第 1 1 号を第 1 0 号とし、第 1 2 号から第 1 4 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 1 0 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を削り、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 小中一貫教育に関すること。

第 2 条第 1 0 項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 幼稚園の入学定員に関すること。

第2条第11項第9号を次のように改める。

(9) 学校運営協議会に関すること。

第2条第12項第8号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

第3条第3項第6号中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第5条中「次長」を「医務監」に改める。

第6条中「担当課長」の右に「，医務監」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）

現 行	改 正
<p>(部, 課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の部, 課及び係を置く。</p> <p>総務部 (略)</p> <p>青少年育成部 (略)</p> <p>学校教育部 教職員課 庶務係 管理係 初等教員係 中等教員係 _____ 調整係 労務係 健康教育課 食育係 保健・安全係 指導第一課 庶務係 幼稚園・小学校指導係 指導第二課 中学校指導係 高等学校指導係 特別支援教育課 生徒指導課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務部教育給与課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教職員等（教育委員会人事給与システム（電子情報処理組織を使用して人事及び給与に関する事務を行うための情報処理システムで、教育給与課長が管理するものをいう。以下同じ。）の利用による人事及び給与の管理対象者に限る。）の給与等の予算及び経理に関すること。</p> <p>(2) 教職員等（教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに臨時的任用職員 _____ _____ _____ _____ _____ _____に限る。）の諸手</p>	<p>(部, 課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の部, 課及び係を置く。</p> <p>総務部 (現行に同じ。)</p> <p>青少年育成部 (現行に同じ。)</p> <p>学校教育部 教職員課 庶務係 管理係 初等教員係 中等教員係 給与決定係 調整係 労務係 健康教育課 食育係 保健・安全係 指導第一課 庶務係 幼稚園・小学校指導係 指導第二課 中学校指導係 高等学校指導係 特別支援教育課 生徒指導課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 総務部教育給与課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 教職員等（教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに臨時的任用職員、任期付職員（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により採用された職員をいう。</u>）及び会計年度任用職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいい、教育長が定める職員に限る。第3条第3項第6号において同じ。</u>）に限る。）の諸手</p>

現 行	改 正
当の認定の総括に関すること。	当の認定の総括に関すること。
(3) 教職員等の旅費等の予算及び経理の総括に関すること。	(3) (現行に同じ。)
(4) 教職員等の社会保険等の資格の得喪等の総括に関すること。	(4) (現行に同じ。)
(5) 課の庶務に関すること。	(5) (現行に同じ。)
4～7 (略)	4～7 (現行に同じ。)
8 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。	8 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 学校教育に係る総合調整に関すること。	(1) (現行に同じ。)
(2) 教職員等の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。	(2) (現行に同じ。)
(3) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び学校給食センターの組織及び学級編制(学校給食センターを除く。)並びに教職員等の定数に関すること。	(3) (現行に同じ。)
(4) 教職員等の人事評価に関すること。	(4) (現行に同じ。)
(5) 教職員等の研修(健康教育課、指導第一課、指導第二課、特別支援教育課、生徒指導課及び教育センターの所掌に属するものを除く。)に関すること。	(5) (現行に同じ。)
(6) 教職員等の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関すること。	(6) (現行に同じ。)
(7) 教職員等の団体に関すること。	(7) (現行に同じ。)
(8) 教職員等の旅費等に関すること。	(8) (現行に同じ。)
(9) 教職員等の保健に関すること(教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関するものを除く。)	(9) (現行に同じ。)
<u>(10)</u> 教職員健康管理担当医等に関すること。	(削る。)
<u>(11)</u> 教職員等の公務災害補償の実施に関すること。	<u>(10)</u> (現行に同じ。)
<u>(12)</u> 教職員等の福利厚生に関すること。	<u>(11)</u> (現行に同じ。)
<u>(13)</u> 学校事務センターに関すること。	<u>(12)</u> (現行に同じ。)
<u>(14)</u> 部及び課の庶務に関すること。	<u>(13)</u> (現行に同じ。)
9 (略)	9 (現行に同じ。)
10 学校教育部指導第一課の分掌事務は、次のとおりとする。	10 学校教育部指導第一課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 幼稚園及び小学校の教育課程(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関する	(1) (現行に同じ。)

現 行	改 正
<p>こと。</p> <p>(2) 幼稚園教育及び小学校教育（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）の指導に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園及び小学校の教育職員（校長及び教員をいう。以下同じ。）の教育課程に係る研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園及び小学校の教育職員の派遣研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p>	<p>(2) （現行に同じ。）</p> <p>(3) （現行に同じ。）</p> <p>(4) （現行に同じ。）</p>
<p>(5) 小学校の教科用図書の採択（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）及び補助教材に関すること。</p>	<p>(5) <u>幼稚園の入学定員に関すること。</u></p> <p>(6) （現行に同じ。）</p>
<p>(6) 教育センターに関すること。</p> <p>(7) <u>幼稚園の入学定員に関すること。</u></p>	<p>(7) <u>小中一貫教育に関すること。</u></p> <p>(8) （現行に同じ。）</p> <p>(<u>削る。</u>)</p>
<p>(8) 課，指導第二課，特別支援教育課及び生徒指導課の庶務に関すること。</p>	<p>(9) （現行に同じ。）</p>
<p>1 1 学校教育部指導第二課の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 中学校，高等学校及び中等教育学校の教育課程（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(2) 中学校，高等学校及び中等教育学校における教育の指導（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(3) 中学校，高等学校及び中等教育学校の教育職員の教育課程に係る研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(4) 中学校，高等学校及び中等教育学校の教育職員の派遣研修（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(5) 中学校，高等学校及び中等教育学校の教科用図書の採択（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）及び補助教材に関すること。</p> <p>(6) 高等学校及び中等教育学校の入学者選抜に</p>	<p>1 1 学校教育部指導第二課の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>(1) （現行に同じ。）</p> <p>(2) （現行に同じ。）</p> <p>(3) （現行に同じ。）</p> <p>(4) （現行に同じ。）</p> <p>(5) （現行に同じ。）</p> <p>(6) （現行に同じ。）</p>

現 行	改 正
<p>関すること。</p> <p>(7) 高等学校及び中等教育学校の課程等の設置及び改廃に関すること。</p> <p>(8) 高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。</p> <p>(9) <u>中高一貫教育に関すること。</u></p> <p>(10) 人権教育行政の総合調整に関すること。</p> <p>1 2 学校教育部特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別支援教育に係る教育課程に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育に係る指導に関すること。</p> <p>(3) 特別支援学校、小学校及び中学校の特別支援学級並びに小学校、中学校及び高等学校の通級指導教室の教育職員の教育課程に係る研修に関すること。</p> <p>(4) 特別支援学校、小学校及び中学校の特別支援学級並びに小学校、中学校及び高等学校の通級指導教室の教育職員の派遣研修に関すること。</p> <p>(5) 特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級の教科用図書の採択に関すること。</p> <p>(6) 特別支援学校の就学者増対策調整事務に関すること。</p> <p>(7) 障害児に係る就学・教育相談に関すること。</p> <p>(8) <u>就学指導委員会</u>に関すること。</p> <p>1 3 (略)</p>	<p>(7) (現行に同じ。)</p> <p>(8) (現行に同じ。)</p> <p>(9) <u>学校運営協議会</u>に関すること。</p> <p>(10) (現行に同じ。)</p> <p>1 2 学校教育部特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) (現行に同じ。)</p> <p>(5) (現行に同じ。)</p> <p>(6) (現行に同じ。)</p> <p>(7) (現行に同じ。)</p> <p>(8) <u>教育支援委員会</u>に関すること。</p> <p>1 3 (現行に同じ。)</p>
<p>(学校事務センター)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学校事務センターの分掌事務は、学校事務センターの庶務に関する事務のほか、所管する小学校及び中学校に係る次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 教育行財政の基本調査並びに諸統計及び資料の収集整理に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の修繕の実施に関すること。</p> <p>(3) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託に</p>	<p>(学校事務センター)</p> <p>第3条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 学校事務センターの分掌事務は、学校事務センターの庶務に関する事務のほか、所管する小学校及び中学校に係る次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) (現行に同じ。)</p>

現 行	改 正
<p>関すること。</p> <p>(4) 学校への予算配分の決定に関すること。</p> <p>(5) 学校備品及び学校備品台帳の整備に関する こと。</p> <p>(6) 教職員（教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに<u>臨時的任用職員</u>に限る。）の諸手当の認定に関すること。</p> <p>(7) 教職員の旅費等の支給に関すること。</p> <p>(8) 教職員に係る社会保険等の資格の得喪等に関すること。</p> <p>(9) 学校事務職員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(10) 学校事務に係る支援，指導及び連絡調整に関すること。</p> <p>(11) 学校事務の改善に関すること。</p>	<p>(4) （現行に同じ。）</p> <p>(5) （現行に同じ。）</p> <p>(6) 教職員（教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに<u>会計年度任用職員</u>に限る。）の諸手当の認定に関すること。</p> <p>(7) （現行に同じ。）</p> <p>(8) （現行に同じ。）</p> <p>(9) （現行に同じ。）</p> <p>(10) （現行に同じ。）</p> <p>(11) （現行に同じ。）</p>
<p>第4条 （略）</p>	<p>第4条 （現行に同じ。）</p>
<p>（部長等）</p>	<p>（部長等）</p>
<p>第5条 部に部長を置き，必要があるときは，部に担当部長，参事又は<u>次長</u>を置く。</p>	<p>第5条 部に部長を置き，必要があるときは，部に担当部長，参事又は<u>医務監</u>を置く。</p>
<p>（課長等）</p>	<p>（課長等）</p>
<p>第6条 課に課長を置き，必要があるときは，課に担当課長_____，課長補佐，主幹，専門員，主任管理主事，主任指導主事又は主任社会教育主事を置く。</p>	<p>第6条 課に課長を置き，必要があるときは，課に担当課長，<u>医務監</u>，課長補佐，主幹，専門員，主任管理主事，主任指導主事又は主任社会教育主事を置く。</p>
<p>第7条～第11条 （略）</p>	<p>第7条～第11条 （現行に同じ。）</p>

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

新たに医師の職を設置するため、その職名を定める等所要の改正をしようとするものである。

2 主な改正の内容

- (1) 新たに医師の職を設置するため、役付職員の職名に「医務監」を、役付職員以外の技術職員の職名に「医師」を、それぞれ加える。
- (2) 会計年度任用職員の職名は、教育長が定めることとする。
- (3) 主任給食調理員を再任用する場合の職名として、「学校給食指導員」を加える。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。



広島市教育委員会規則第 号

令和 2 年 3 月 日

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会職員の職名に関する規則（昭和 49 年広島市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教員」の右に「並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員をいう。第 4 条において同じ。）」を加える。

第 3 条第 1 項中「担当部長，参事，次長，課長，所長」を「所長，担当部長，参事，医務監，課長，次長，事務長」に改め，「，事務長」を削る。

第 4 条第 1 項中「及び校長」を「，校長及び会計年度任用職員」に改め，同条に次の 1 項を加える。

2 会計年度任用職員の職名は，教育長が定める。

第 6 条中「（昭和 25 年法律第 261 号）」を削る。

第 7 条を削る。

別表技術職員の項中「技師」の右に「，医師」を加え，同表給食調理員の項中「主任給食調理員」の右に「，学校給食指導員」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会職員の職名に関する規則）

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 広島市教育委員会の任命に係る一般職の職員（以下「職員」という。）の職名については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第2条 職員は、これを指導主事及び社会教育主事並びに事務職員、技術職員、技能職員、業務職員及び給食調理員並びに校長及び教員_____とする。</p> <p>(役付職員の職名)</p> <p>第3条 部、課又は係の長その他役付の職にある者の職名は、教育次長、理事、部長、<u>担当部長</u>、<u>参事</u>、<u>次長</u>、<u>課長</u>、<u>所長</u>、<u>担当課長</u>、<u>課長補佐</u>、<u>主幹</u>、<u>専門員</u>、<u>主任指導主事</u>、<u>主任社会教育主事</u>、<u>主任管理主事</u>、<u>係長</u>、<u>主任</u>、<u>事務長</u>、<u>主査</u>、<u>主任技師</u>、<u>指導主事</u>、<u>社会教育主事</u>及び<u>管理主事</u>とする。</p> <p>2 役付職員の職名には、それぞれ当該組織上の名称を冠し、必要があるときは、担当事務名を付して用いるものとする。</p> <p>(役付職員以外の職員の職名)</p> <p>第4条 役付職員及び校長以外の職員の職名及び職種名は、別表のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 広島市教育委員会の任命に係る一般職の職員（以下「職員」という。）の職名については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第2条 職員は、これを指導主事及び社会教育主事並びに事務職員、技術職員、技能職員、業務職員及び給食調理員並びに校長及び教員並びに<u>会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいう。第4条において同じ。）</u>とする。</p> <p>(役付職員の職名)</p> <p>第3条 部、課又は係の長その他役付の職にある者の職名は、教育次長、理事、部長、<u>所長</u>、<u>担当部長</u>、<u>参事</u>、<u>医務監</u>、<u>課長</u>、<u>次長</u>、<u>事務長</u>、<u>担当課長</u>、<u>課長補佐</u>、<u>主幹</u>、<u>専門員</u>、<u>主任指導主事</u>、<u>主任社会教育主事</u>、<u>主任管理主事</u>、<u>係長</u>、<u>主任（削る。）</u>、<u>主査</u>、<u>主任技師</u>、<u>指導主事</u>、<u>社会教育主事</u>及び<u>管理主事</u>とする。</p> <p>2 役付職員の職名には、それぞれ当該組織上の名称を冠し、必要があるときは、担当事務名を付して用いるものとする。</p> <p>(役付職員以外の職員の職名)</p> <p>第4条 役付職員、<u>校長及び会計年度任用職員</u>以外の職員の職名及び職種名は、別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>会計年度任用職員の職名は、教育長が定める。</u></p>
<p>(特別の職名)</p> <p>第5条 法令等の規定に基づき、特別の資格を有しなければならない職員又は特別の職名を有しなければならない職員の職名については、前2条に規定する職名のほか、当該法令等の定めるところによる特別の職名をあわせて用いることができるものとする。</p> <p>(再任用職員の職名)</p> <p>第6条 前3条の規定によるもののほか、再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）の職名には、再任用職員であることを示す文字を用いることができる。</p>	<p>(特別の職名)</p> <p>第5条 法令等の規定に基づき、特別の資格を有しなければならない職員又は特別の職名を有しなければならない職員の職名については、前2条に規定する職名のほか、当該法令等の定めるところによる特別の職名をあわせて用いることができるものとする。</p> <p>(再任用職員の職名)</p> <p>第6条 前3条の規定によるもののほか、再任用職員（地方公務員法（削る。）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）</u>の職名には、再任用職員であることを示す文字を用いることができる。</p>

現 行			改 正		
(臨時職員の職名) 第7条 職員のうち、臨時に雇用される者の職名 については、別に定める。			(削る。)		
別表 (第4条関係)			別表 (第4条関係)		
区分	職名	職種名	区分	職名	職種名
指導 主事	指導主事		指導 主事	指導主事	
社会 教育 主事	社会教育主事		社会 教育 主事	社会教育主事	
事務 職員	主事		事務 職員	主事	
技術 職員	技師 _____, 栄 養士		技術 職員	技師, <u>医師</u> , 栄 養士	
技能 職員	技術指導員, 学 校業務指導員	学校技術員	技能 職員	技術指導員, 学 校業務指導員	学校技術員
	技術員	学校技術員, 調理技術員		技術員	学校技術員, 調理技術員
業務 職員	業務員	学校業務員	業務 職員	業務員	学校業務員
給食 調理 員	主任給食調理 員 _____ _____, 給食調理 員		給食 調理 員	主任給食調理 員, <u>学校給食指 導員</u> , 給食調理 員	
教員	教頭, 主幹教 諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 養護教諭, 養護 助教諭, 栄養教 諭, 講師, 実習 助手		教員	教頭, 主幹教 諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 養護教諭, 養護 助教諭, 栄養教 諭, 講師, 実習 助手	

広島市国際青年会館条例施行規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

国際青年会館の利用促進を図るため、使用許可申請の受付期間を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 青年の資質の向上に資する目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴うときの使用許可の申請日について、使用を開始する日の1年前からを2年前からとする。
- (2) 青年の資質の向上に資する目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴わないときの使用許可の申請日について、使用を開始する日の6か月前からを1年前からとする。
- (3) 青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する場合で宿泊施設の使用を伴うときの使用許可の申請日について、使用を開始する日の6か月前からを1年前からとする。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和 2 年 3 月 日

広島市国際青年会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市国際青年会館条例施行規則の一部を改正する規則

広島市国際青年会館条例施行規則（平成 3 年広島市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項第 1 号中「1 年前」を「2 年前」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「6 か月前」を「1 年前」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

現行改正比較表（広島市国際青年会館条例施行規則）

現 行	改 正
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（使用許可の手続）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 使用許可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 青年の資質の向上に資する目的に使用する 場合で宿泊施設の使用を伴うとき。その申請に係る使用を開始する日の<u>1年前</u>のもの</p> <p>(2) 青年の資質の向上に資する目的に使用する 場合で宿泊施設の使用を伴わないとき。その申請に係る使用を開始する日の<u>6か月前</u>のもの</p> <p>(3) 青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する 場合で宿泊施設の使用を伴うとき。その申請に係る使用を開始する日の<u>6か月前</u>のもの</p> <p>(4)（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>第6条・第7条（略）</p>	<p>第1条～第4条（現行に同じ。）</p> <p>（使用許可の手続）</p> <p>第5条（現行に同じ。）</p> <p>2（現行に同じ。）</p> <p>3 使用許可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 青年の資質の向上に資する目的に使用する 場合で宿泊施設の使用を伴うとき。その申請に係る使用を開始する日の<u>2年前</u>のもの</p> <p>(2) 青年の資質の向上に資する目的に使用する 場合で宿泊施設の使用を伴わないとき。その申請に係る使用を開始する日の<u>1年前</u>のもの</p> <p>(3) 青年の資質の向上に資する目的以外の目的に使用する 場合で宿泊施設の使用を伴うとき。その申請に係る使用を開始する日の<u>1年前</u>のもの</p> <p>(4)（現行に同じ。）</p> <p>4・5（現行に同じ。）</p> <p>第6条・第7条（現行に同じ。）</p>